

平成17年11月18日

内閣府 犯罪被害者等施策推進会議

犯罪被害者等基本計画検討会

座長 宮澤浩一 殿

社団法人日本民間放送連盟

報道委員会

委員長 石黒大山

犯罪被害者等基本計画案に対する申し入れ

犯罪被害者等基本計画案（以下「計画案」）の審議に関して、社団法人日本民間放送連盟は重大な関心を持ち、その経過を注視してきた。ことに計画案の中の、警察による匿名、実名発表の規定（Ⅱの第2の2「安全の確保」の中の「今後講じていく施策」（2）犯罪被害者等に関する情報の保護 エ）については、「実名原則を踏まえつつ、適切な発表内容となるよう努めていく」などと原案を修正するよう求める意見を、9月5日にすでに提出している。

しかしながら、計画案を審議する犯罪被害者等基本計画検討会は、この規定について、原案をほとんど修正しないまま決定しようとの動きをみせている。われわれはこの動きに強い危惧の念を抱いている。

われわれは報道機関として、警察による被害者の氏名の発表は実名を原則とすべきであるとかねてから主張してきた。それは、被害者が常に実名で報道されるべきだという意味ではない。警察の発表は実名を原則とし、実際の報道で実名とするか匿名とするかの判断は報道機関の自主性・自律性に任せるべきだという主張なのである。これは健全な民主主義社会にとって必要なことだとわれわれは考えている。

当連盟は報道指針のなかで「取材対象となった人の痛み、苦悩に心を配る。事件・事故・災害の被害者、家族、関係者に対し、節度をもった姿勢で接する」ことを掲げている。このようにわれわれは、犯罪被害者の取材、報道にあたっては、名誉・プライバシーに十分、配慮しているとともに、これまでも記者の研修、社内ガイドラインの整備、集団的過熱取材への対応、BRCによる権利救済など多重的な対応を行ってきた。そして、今後も取材のあり方について、さらに研鑽を重ねる方針である。

こうした倫理的規範を掲げた報道機関の自律的判断を信頼し、その判断に委ねていかなければ、犯罪の実態を正確に市民に伝え、犯罪捜査の適法性や妥当性を検証する活動は、基本から阻害されることになる。ひいては民主主義社会の根幹である市民の知る権利が奪われることにもなりかねない。

こうした考えから、計画案の上記部分の記述を修正するよう、再度強く求めるものである。

以上